

議事要旨(2) 退職給付専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、未認識項目の負債計上を単体財務諸表へ適用するにあたって一定の対応が必要かどうかという前回委員会における議論について整理がなされ、これを踏まえてさらに議論を重ねていきたい旨の説明があり、審議事項(2)-2に基づいて、前田専門研究員より具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

事務局は、以下の事項について意見を求めており、主な発言内容における番号は、以下の各項に関する意見である。

- ① 財務制限条項への抵触、年金法制、分配可能額に与える影響により、連結先行も含め一定の対応が必要とする意見に対し、どのように考えるか。
(一定の対応が必要と判断する場合には、以下の論点についても確認されたい。)
- ② 一定の対応の具体的な方法（A案、B案、C案）について、どのように考えるか。
A案：期限を定めない連結先行を採用し、単体は当面の間、未認識項目を負債に計上しない。
B案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積額）について、原則は一括計上とする。ただし、一定の期間、（新規発生分も含めて）未認識項目の一括計上を行わないことを認める（一定期間内であれば、一括計上の時期を選択できる。）。
C案：適用時点における未認識項目の残高（過年度累積額）について、原則は一括計上とする。ただし、当該過年度累積分につき、一定期間内の年数の按分額を当該年数にわたって負債計上する処理もできる。
- ③ 一定の対応の期間（3年、5年）について、どのように考えるか。

ある委員より以下の意見があった。

前回委員会において年金法制への対応として、将来分に対する手当も必要であることを踏まえ、A案をベースとすることを支持したが、基本的には連単一致すべきと考えている。その関係で、前回の意見を多少修正することになるが、年金法制との関係において不合理な影響を受けている企業は限定的と考えられることも踏まえて、不合理な影響を受ける部分に対してのみA案を適用し、それ以外については連単一致とすることでどうか。

上記に対して、ある委員より以下の意見があった。

年金法制との関係において発生する影響額を明らかにすることや、その不合理な影響を受ける部分を会計基準で規定することは非常に難しい。また、一口に年金法制による影響といっても、事務局より提示しているグループ年金法制によるものだけでなく、過去から

の変遷で発生してきたその他の影響も含めるか否かなどその範囲を定義することも難しいと考えられる。一方で、年金法制との関係においてすべての企業が影響を受けるとは考えにくい中で、A 案ではすべての企業に期限の定めのない一定の対応が適用されるという点を考慮すれば、対応が必要な企業に、期限付きの一定の対応（B 案や C 案）を認める方が、適当ではないかと考えられる。

上記に対して、ある委員より以下の意見があった。

年金法制に対応することとした場合、A 案のような無期限の連結先行とするのではなく、年金法制の改正時期や過去分についての重要性が乏しくなった場合までとすればよいのではないか。また年金法制との関係によって不合理な影響を受ける企業については、各企業自身が年金法制の影響を受けているか否かを認識していると考えられるので、影響を受けると判断した企業は監査人と協議することによって連結先行するかどうか検討を行うこととすればよいと考える。

ある委員より以下の意見があった。

②について、A 案を支持する。B 案や C 案で提案されているように、もし会計基準において一定の対応を図るということになれば、今後企業の合理的な意思決定を阻害する可能性もないとは言い切れない。また B 案や C 案で提案されているように、機械的に一定の期限を設けて区切ることについては理屈として難しいと考える。

A 案を採用する場合、連結先行の期限については、既に議論されている年金法制の改正時期までという考え方は理解でき、トリガーとしてはありうると考えるが、会計基準の表現上は当面の期間とせざるをえないのではないか。また、A 案の採用でその対象範囲を限定することは難しいと考えている。例えば、現時点では年金法制の影響を受けていないが、今後予定されているリストラが年金法制の影響を受けるかもしれない状況において、その対象範囲の判断を画一的に行うことは不可能である。

あるオブザーバーより以下の意見があった。

②について、年金法制との関係の観点については、あくまで会社ベースの問題であると考えている。他方、今回の単体における未認識項目の一括計上によって突発的に不合理な影響を受けるという点については理解ができるために、単体については未認識項目の一括負債計上を原則とするものの、一定の期間、未認識項目の一括計上を行わないことを認めるべきであるというのが持論である。単体検討会議において、連結先行も含め何らかの激変緩和の措置が必要という意見が出てきた背景を推察すると、一定の期間猶予すれば企業が何らかの対応を図ることが予想されるため、提示されている案から選ぶとすれば、B 案 3 年がよいのではないか。

ある委員より以下の意見があった。

いつも言っていることであるが、基本的には連単一致が望ましい。そもそも本論点に限らず、規準性・準拠性の原則の観点及び連結先行した場合に想定されるコスト・デメリットを考慮すれば、会計基準は連単一致とすべきであると考えている。さらに、退職給付会計特有の3つ目の理由として、退職給付制度というのは、個別企業の段階から制度の運用、財政上の管理及び会計処理への対応を行っているのだから、連結と単体を切り離すのはもともと無理があるプロジェクトである。そのような観点から、既に年金制度が導入されてから相当程度の時間が経過していることを踏まえると、年金制度や会計について問題意識を持っている企業においては何らかの手立てがすでに施されていると考えるのが自然である。したがって、初めて年金会計が導入された移行時の時のような、大きな問題は一般的にはないはずである。したがって、激変緩和が広範囲に渡って必要な状況なのかという点については疑問を持っている。しかし、一方で、コベナンツ、年金法制、分配可能額等の懸念が一部にあることについては一定の理解ができる。また、単体検討会議における意見を十分斟酌するならば、何らかの激変緩和措置が必要なのも事実であろう。ただ、その場合であっても、なるべく早く、段階的であっても単体を連結に近づけていくという観点からは、C案が良いのではないかと考えられる。

ある委員より以下の意見があった。

年金法制との関係については、一部該当する企業においては不合理な影響を受けているかもしれないが、未認識項目が実際に企業負担となるのであれば全てを負債計上するのが正当な会計処理であって、一括負債計上に移行する際に会計基準で何らかの対応を図ることは非常に難しいと考えている。他方、財務制限条項への抵触または会社法上の分配可能額への影響については、今回の単体における未認識項目の一括計上によって実態が歪められるという事実が認められれば、それを会計基準でもって対応を図ることは可能であると考えている。このような整理に基づく、A案のように連結と単体の取扱いを異なるものとするには違和感があるため、B案もしくはC案としてはどうか。B案かC案のどちらかという議論については、一定の対応を望む作成者がどちらを希望するかを確認して決定するのも一案ではないか。

ある委員より以下の意見があった。

②について、A案だと事務局が提示している論点に抵触しない企業についてまでも、連結と単体の取扱いを変えることを要求することとなる。この点について、選択適用とすることで対処可能ではあるが、単体検討会議の報告書には、選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であると説明がされていることもあり、最終基準化が予定されている退職給付会計基準において先立って選択適用を認めることは、単体検討

会議において議論されている他の論点に予期せぬ形で波及することも考えられるので慎重に検討しなければならない。したがって、原則一括計上ということで連単一致であることを前提としている B 案か C 案が望ましい。また従前には会計基準変更時差異（15 年以内に費用処理）という取扱いが採用されていたことも考慮して、徐々に連結に近づけていく C 案が一番よいのではないか。

これらの意見を踏まえて、事務局より以下の発言があった。

本日の議論においては、連結先行も含め一定の対応が必要とする意見に基づいて、一定の対応の具体的な方法について各委員の意見が示されていた。議論を通じて、何らかの一定の対応は必要であるという点についてはコンセンサスが得られたと認識している。

以 上